

## 寄附金関係の税制について

教育、文化、スポーツ、科学技術・学術等の振興を図るには、公的な助成のみならず、民間からの寄附等による支援を促進していくことが重要です。

このため、国や地方公共団体、[独立行政法人](#)、[国立大学法人](#)、[公立大学法人](#)、[大学共同利用機関法人](#)、[学校法人](#)及び[一定の要件を満たした民法法人](#)(注1)等(以下「特定公益増進法人等」という。)に対し、個人又は法人が寄附を行った場合には、以下の通り税制上の優遇措置が講じられています。

- (注1) 民法法人(社団法人、財団法人)のうち、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものとして認定を受けたもの

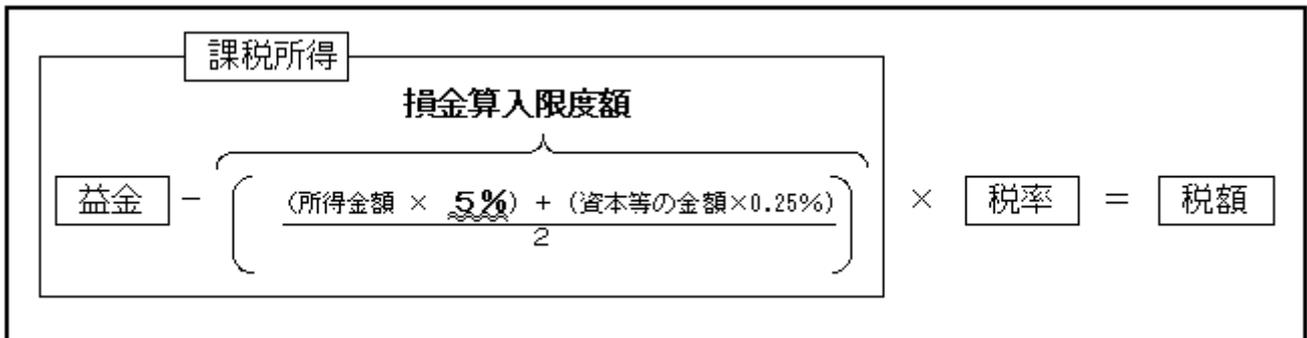
### 1 法人の寄附の場合

法人が行った寄附のうち、①国や地方公共団体に対するものや、指定寄附金(注2)については、その全額を損金算入することができ、②それ以外の特定公益増進法人等に対する寄附については、一般の寄附金の損金算入限度額(注3)と別枠で損金算入することができます。

この「損金算入限度額」については、平成20年度税制改正において、所得基準が、所得金額の2.5パーセントから5パーセントにまで引き上げられることになりました。

この結果、従来は一般の寄付金の実質2倍であった損金算入限度額が約2.7倍に拡大されました。

図 法人から特定公益増進法人等に対する寄附金の損金算入限度額の拡大について



- (注2) 指定寄附金  
国立大学法人の業務や、独立行政法人日本学生支援機構の奨学事業、日本私立学校振興・共済事業団を通じた学校法人に対する寄附金など、財務大臣が指定した寄附金。
- (注3) 一般の寄附金に係る損金算入限度額

$$\frac{(\text{所得金額} \times 2.5\%) + (\text{資本等の金額} \times 0.25\%)}{2}$$

2

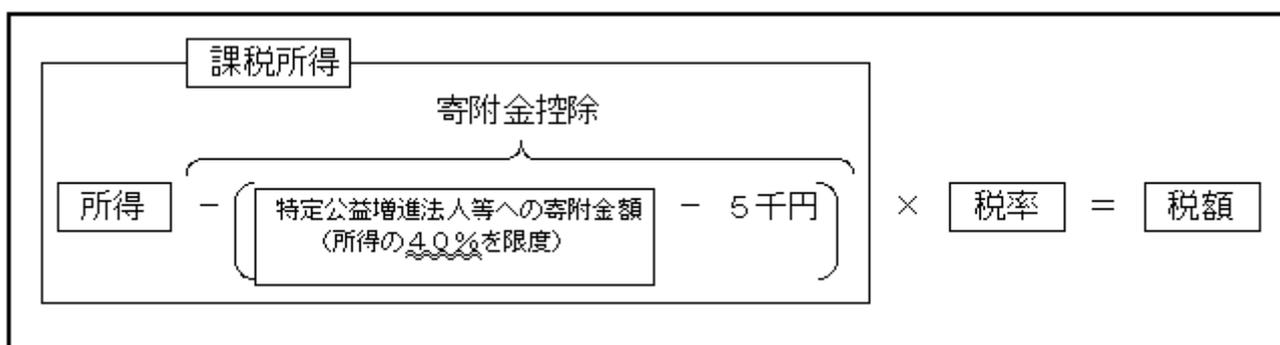
## 2 個人の寄附の場合

個人が特定公益増進法人等に寄附を行った場合には、一定額を、所得税の課税所得から控除することができる「寄附金控除」の制度が設けられています。

この「寄附金控除」については、平成 18 年度税制改正において、適用下限額が 1 万円から 5 千円に引き下げられました。これにより、特定公益増進法人等に対する寄附金の額が年間合計で 5 千円を超えれば減税の対象となり、小口の寄附が大きく促進されたところで

す。更に、平成 19 年度税制改正においては、個人からの大口の寄附を一層促進するため、所得の 30 パーセントまでとされていた控除の上限が、所得の 40 パーセントまで引き上げられました。

図 個人からの寄附金控除(所得税)について



以上のような税制上の優遇措置により、教育、文化、スポーツ、科学技術・学術等に対する国民の皆様方の寄附の輪が一層広がることが期待されます。

なお、寄附金関係の税制の詳細は、[国税庁タックスアンサー](#)（※国税庁ホームページヘリンク）等をご参照ください。